



長野県報

8月27日(木)
令和 8 年
(2026年)
第738号

目 次

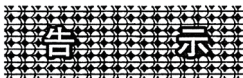
告 示

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）	1
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）	3
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	4
公共測量の実施（4件）（建設政策課）	4
公共測量の終了（建設政策課）	5
車両制限令に基づく道路の指定（道路管理課）	5
地方自治法に基づく指定納付受託者の指定（高校教育課）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	6

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請（農業政策課）	7
--------------------------	---

正 誤（道路管理課）	8
------------	---



長野県告示第335号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和 8 年 8 月27日

長野県知事 阿 部 守 一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
合同会社 Soleil	就労準備多機能型児童通所支援事業所 さぼてん	千曲市粟佐1093番地 1	令和 8 年 5 月 1 日	児童発達支援 放課後等デイサービス
株式会社 PORT	児童発達支援・放課後等デイサービスふぁいん大門教室	塩尻市大門539番地 4	令和 8 年 5 月 1 日	放課後等デイサービス
株式会社 PORT	児童発達支援・放課後等デイサービスふぁいん広丘教室	塩尻市広丘原新田202番地43 はるハウス B 棟	令和 8 年 5 月 1 日	放課後等デイサービス
特定非営利活動法人想	A・S・C・D ていんがーら	上田市中野字宮前370番地 1	令和 8 年 5 月 1 日	放課後等デイサービス

飯田市	飯田市こども発達センターひまわり	飯田市松尾新井5933番地2	令和8年5月1日	保育所等訪問支援
株式会社 STAY	らいおんハート遊びリ テーション児童デイ上 田パステル	上田市上田1484番地13 市川第一ビル 101号室	令和8年6月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
株式会社 TD	こどもデイ RaSiKu ほや base	上田市保野849番地 1 コモドパラッツォ C 棟 102号室	令和8年6月1日	放課後等デイサービス
株式会社 LIFE SHIFT	クオリティ・オブ・ラ イフいわむらだ支援教 室	佐久市岩村田907番地 3	令和8年6月1日	放課後等デイサービス
社会福祉法人八葉会	けいあいフレンズ	千曲市稲荷山3842番地 1	令和8年6月1日	保育所等訪問支援
Brighters 株式会社	児童発達支援・放課後 等デイサービス ここ りっと	千曲市栗佐1245番地 1	令和8年6月1日	保育所等訪問支援
株式会社ライトパス	リーノちの	茅野市塚原2丁目2番 地2 竹村東ビル2F	令和8年7月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス

障がい者支援課

長野県告示第336号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和8年8月27日

長野県知事 阿 部 守 一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害児通所支援の種類
Harmony Gift 株式会社	Harmony Gift	上田市富士山3434番地 3	令和8年5月13日	児童発達支援
社会福祉法人佐久市社会 福祉協議会	佐久市社協多機能型事 業所くれよん	佐久市下小田切11番地 3	令和8年5月31日	放課後等デイサービス
サンクスクリエーション 合同会社	サンクスゆめぼけっと	安曇野市穂高有明9990 番地1	令和8年6月1日	保育所等訪問支援

障がい者支援課

長野県告示第337号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和8年8月27日

長野県知事 阿 部 守 一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人ともす会	メルル	須坂市大字須坂1211番地 5	令和8年5月1日	生活介護

株式会社 Enuelle	生活介護 結-YUI-	岡谷市川岸 2 丁目2483番地 7 の 2	令和 8 年 5 月 1 日	生活介護
合同会社 NEXUM	NEXUM	上高井郡小布施町大字小布施上町817番地 1 2 階	令和 8 年 5 月 1 日	就労継続支援 A 型
合同会社 dakedo	就労継続支援 B 型事業所 DeCo	伊那市上新田2783番地	令和 8 年 5 月 1 日	就労継続支援 B 型
ホノカ株式会社	ヘルパーステーションほのか	佐久市臼田81番地 1	令和 8 年 6 月 1 日	居宅介護 重度訪問介護
合同会社真ケア	ケアサポートセンター Shin	佐久市上桑山840番地 2 2 階	令和 8 年 6 月 1 日	居宅介護 重度訪問介護
公益社団法人青年海外協力協会	J' s ホーム駒ヶ根	駒ヶ根市中央16番地 9	令和 8 年 6 月 1 日	介護サービス包括型共同生活援助
社会福祉法人のぞみ福祉会	のぞみホーム	小諸市和田215番地 2 メゾンエスポワール 3 階	令和 8 年 6 月 1 日	介護サービス包括型共同生活援助
株式会社サングループ	ひまわり御代田	北佐久郡御代田町御代田4108番地1430	令和 8 年 6 月 1 日	介護サービス包括型共同生活援助
株式会社総合キャリアラスト	SAKURA 長野南センター	千曲市杭瀬下42番地 7 エムイチカワビル 2F	令和 8 年 6 月 1 日	就労選択支援
一般社団法人 K カレッジ	Kokon Noor	北佐久郡軽井沢町大字長倉2591番地 1	令和 8 年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型
社会福祉法人上田明照会	ともいき宝池慈和	上田市中央北 2 丁目 7 番 3 号	令和 8 年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型
特定非営利活動法人信州能力開発ネットワーク	e-job BASIS	須坂市大字須坂1230番地43 須坂ハイランド 208	令和 8 年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型
エムエスカンパニー合同会社	メビウス	上田市常田 2 丁目20番 26 号 TOKIDA ビル 3F AB	令和 8 年 7 月 1 日	就労定着支援

障がい者支援課

長野県告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 8 年 8 月27日

長野県知事 阿 部 守 一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービス等の種類
社会福祉法人上田明照会	ともいき宝池慈光	上田市中央北 2 丁目 7 番地 3	令和 8 年 5 月31日	生活介護
特定非営利活動法人ひなた	共生ホームひなたぼっこ	飯田市名古熊1711番地	令和 8 年 7 月 1 日	生活介護

障がい者支援課

長野県告示第339号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年 8 月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字日滝字鎌田山5448 の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第340号

中部森林管理局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 8 年 8 月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量（標高データ 0.5mメッシュ）
- 2 作業期間
令和 8 年 7 月29日から令和 9 年 3 月19日まで
- 3 作業地域
飯田市、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村

建設政策課

長野県告示第341号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 8 年 8 月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和 8 年 8 月 7 日から令和 9 年 3 月15日まで
- 3 作業地域
南佐久郡南相木村

建設政策課

長野県告示第342号

長野県上田地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 8 年 8 月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、路線測量、地形測量

- 2 作業期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年11月30日まで
- 3 作業地域
東御市

建設政策課

長野県告示第343号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 8 年 8 月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 用地測量、現地測量
- 2 作業期間
令和 8 年 8 月 3 日から令和 9 年11月30日まで
- 3 作業地域
上伊那郡飯島町

建設政策課

長野県告示第344号

長野県諏訪地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和 8 年 8 月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和 7 年12月18日から令和 8 年 7 月31日まで
- 3 作業地域
諏訪郡富士見町

建設政策課

長野県告示第345号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

令和 8 年 8 月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 岡谷茅野線	茅野市宮川1113番の11地先から 茅野市宮川168番の 1 地先まで
県道 土合松本線	松本市大字神林6093番の 5 地先から 松本市大字今井7256番の 1 地先まで

- 2 指定する期日 令和 8 年 9 月 1 日

道路管理課

長野県告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和8年8月27日

長野県知事 阿部 守 一

長野県立中学校条例（平成23年長野県条例第17号）に規定する入学審査料に係る納付事務

名 称	事務所の所在地	指定年月日
三菱総研DCS株式会社	東京都港区三田三丁目5番19号	令和8年7月31日

高校教育課

長野県諏訪建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和8年9月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和8年8月27日

長野県諏訪建設事務所長 木下 英 樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 茅野停車場八子ヶ峰公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
茅野市米沢字樋久保1701番の6地先から 茅野市米沢字下河原3091番の3地先まで	旧	m 8.5 ～ 14.0	km 0.2980
		8.5 ～ 11.0	0.1770
茅野市米沢字樋久保1701番の6地先から 茅野市米沢埴原田2118番の1地先まで	新	10.0 ～ 13.0	0.1160
茅野市米沢字下河原3083番の3地先から 茅野市米沢字下河原3091番の3地先まで		8.5 ～ 14.0	0.1550
茅野市米沢字樋久保1701番の6地先から 茅野市米沢字下河原3091番の3地先まで		8.5 ～ 11.0	0.1770

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和8年9月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和8年8月27日

長野県諏訪建設事務所長 木下 英 樹

- 1 路 線 名 茅野停車場八子ヶ峰公園線
- 2 供用を開始する区間
茅野市米沢字樋久保1701番の6地先から

茅野市米沢字下河原3091番の3地先まで

3 供用を開始する期日 令和8年8月27日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年9月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年8月27日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

1 路線名 松川インター大鹿線

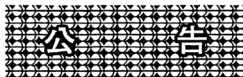
2 供用を開始する区間

上伊那郡中川村葛島2680番の12地先から

上伊那郡中川村大草6682番の144地先まで

3 供用を開始する期日 令和8年8月28日

道路管理課



公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人長野県農業開発公社から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告します。

令和8年8月27日

長野県知事 阿部守一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積及び所有者等の情報

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長野市若穂保科3812番2	田	679

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人長野県農業開発公社から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年12月19日	10年1か月	13,580

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができます。

(1) 提出期限

令和8年9月10日（木）

(2) 提出先

長野県農政部農業政策課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画